

法務委員会議録 第五十七号

昭和二十七年五月二十四日(土曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 佐藤 昌三君

理事 山崎 良作君 理事 田嶋 好文君

理事 山口 好一君 理事 田嶋 廣文君

安部 俊吾君 北川 定務君

松本 弘君 眞鍋 勝君

大西 正男君 吉田 安君

梨木 次郎君 世耕 弘一君

出席政府委員

檢察(法制)局長 野木 新一君

見(第四局長) 岡原 昌男君

檢察(人事)局長 戸田 正直君

委員外の出席者

最高裁判所 事務局長 五鬼上堅磐君

判事(最高裁判所) 岸 盛一君

事務局長(最高裁判所) 村 教三君

専門員 小林 貞一君

五月二十三日

委員梨木次郎君辭任につき、その補欠として田中堯平君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十四日

委員田中堯平君辭任につき、その補欠として梨木次郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十三日

人権擁護局存続等に関する請願(川野芳滿君紹介)(第三〇五六号)

同日

破壊活動防止法案反対の陳情書(小)

第一類第四号 法務委員会議録第五十七号 昭和二十七年五月二十四日

府市議會議長岩谷靜衛(第一九三九号)

同(堺市鳳南町三丁目二百番地帝國車輛労働組合代表天野一吉)(第一九四〇号)

を本委員会送付された。

本日の會議に付した事件

裁判所侮辱制裁法案(田嶋好文君外四名提出、第十回国会衆議院第四七号)

人権擁護に関する件

〇佐藤委員長 これより會議を開きます。

裁判所侮辱制裁法案を議題といたします。

裁判所侮辱制裁法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、裁判所侮辱とその制裁とに關して規定したものであつて、裁判所の威信を保持し、司法の円滑な運用を図ることを目的とする。

(裁判所侮辱と制裁)

第二條 裁判所又は裁判官(以下裁判所)といふが法廷又は法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることができる場所、これを妨げ、その命じた事項を行わず、その執つた措置に従わず、その他裁判所の威信を害する行状をした者は、裁判所侮辱とし、百日以下の監禁若しくは五万円以下の過料に処し、又はこれを併科する。

2 監置は、監置場に留置する。

(事件の審判)

第三條 裁判所侮辱に係る事件は、その裁判所が審判する。

2 裁判所侮辱にあたる行為があつたときは、裁判所は、その場で直ちに、裁判所職員、警察官又は警察吏員に行方者を拘束させることができる。この場合において、拘束の時から二十四時間以内に監置に処する裁判がなされるときは、裁判所は、直ちにその拘束を解かなければならない。

(裁判)

第四條 裁判所侮辱に係る事件の裁判は、決定する。

2 裁判所は、裁判をするに關して必要があるときは、証人尋問その他の証拠調をすることができ、この場合においては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)による証拠調の場合の例による。

3 制裁を科する裁判をしたときは、手続に要した費用の全部又は一部を本人に負担させることができる。

第五條 地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所又はその裁判官のした制裁を科する裁判に対しては、本人は、裁判が告知された日から五日以内に、その裁判が法令に違反することを理由として、高等裁判所に抗告をすることができ、

2 前項の抗告をするには、申立書を、原裁判をした裁判所に提出しなければならない。原裁判をした裁判所は、抗告を理由があるものと認めるとき、その他原裁判を更正することを適当と認めるときは、その裁判を取り消し、又は本人の利益に変更することができ、

3 第一項の抗告は、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、抗告裁判所及び原裁判をした裁判所は、抗告について裁判があるまで、裁判の執行を停止することができる。

4 高等裁判所又はその裁判官のした制裁を科する裁判に対しては、本人は、その高等裁判所に異議の申立をすることができ、異議の申立には、抗告に關する規定を準用する。

(特別抗告)

第六條 抗告又は異議の申立については、高等裁判所のした裁判に対しては、本人は、左の事由があることを理由とする場合に、最高裁判所に特に抗告をすることができ、

一 憲法の違反があること、又は憲法の解釈に誤があること、

二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと、

三 最高裁判所の判例がない場合に、前條の規定による抗告又は異議の申立についてした高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

第七條 制裁を科する裁判は、裁判官の命令で執行する。

2 監置の裁判を執行するため必要があるときは、裁判官は、收容状を發することができ、收容状を發するときは、裁判官は、收容状を發するものと同一の効力を有するものとし、裁判官の指揮によつて執行する。

3 收容状の執行については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)中勾引状の執行に關する規定を準用する。

4 第一項の命令で過料に係るものは、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

5 過料の裁判の執行については、民事訴訟に關する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

第六條 抗告又は異議の申立については、高等裁判所のした裁判に対しては、本人は、左の事由があることを理由とする場合に、最高裁判所に特に抗告をすることができ、

一 憲法の違反があること、又は憲法の解釈に誤があること、

二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと、

三 最高裁判所の判例がない場合に、前條の規定による抗告又は異議の申立についてした高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

第七條 制裁を科する裁判は、裁判官の命令で執行する。

2 監置の裁判を執行するため必要があるときは、裁判官は、收容状を發することができ、收容状を發するときは、裁判官は、收容状を發するものと同一の効力を有するものとし、裁判官の指揮によつて執行する。

3 收容状の執行については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)中勾引状の執行に關する規定を準用する。

4 第一項の命令で過料に係るものは、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

5 過料の裁判の執行については、民事訴訟に關する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

第六條 抗告又は異議の申立については、高等裁判所のした裁判に対しては、本人は、左の事由があることを理由とする場合に、最高裁判所に特に抗告をすることができ、

一 憲法の違反があること、又は憲法の解釈に誤があること、

二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと、

三 最高裁判所の判例がない場合に、前條の規定による抗告又は異議の申立についてした高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

第七條 制裁を科する裁判は、裁判官の命令で執行する。

2 監置の裁判を執行するため必要があるときは、裁判官は、收容状を發することができ、收容状を發するときは、裁判官は、收容状を發するものと同一の効力を有するものとし、裁判官の指揮によつて執行する。

3 收容状の執行については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)中勾引状の執行に關する規定を準用する。

4 第一項の命令で過料に係るものは、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

5 過料の裁判の執行については、民事訴訟に關する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

第八條 裁判所侮辱に係る事件の手続その他について必要な事項は、最高裁判所が定める。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日とする。

2 前條第三項の規定は、第一項の抗告について準用する。

3 第七條 制裁を科する裁判は、裁判官の命令で執行する。

2 監置の裁判を執行するため必要があるときは、裁判官は、收容状を發することができ、收容状を發するときは、裁判官は、收容状を發するものと同一の効力を有するものとし、裁判官の指揮によつて執行する。

3 收容状の執行については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)中勾引状の執行に關する規定を準用する。

4 第一項の命令で過料に係るものは、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

5 過料の裁判の執行については、民事訴訟に關する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

第六條 抗告又は異議の申立については、高等裁判所のした裁判に対しては、本人は、左の事由があることを理由とする場合に、最高裁判所に特に抗告をすることができ、

一 憲法の違反があること、又は憲法の解釈に誤があること、

二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと、

三 最高裁判所の判例がない場合に、前條の規定による抗告又は異議の申立についてした高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

第七條 制裁を科する裁判は、裁判官の命令で執行する。

2 監置の裁判を執行するため必要があるときは、裁判官は、收容状を發することができ、收容状を發するときは、裁判官は、收容状を發するものと同一の効力を有するものとし、裁判官の指揮によつて執行する。

3 收容状の執行については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)中勾引状の執行に關する規定を準用する。

4 第一項の命令で過料に係るものは、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

5 過料の裁判の執行については、民事訴訟に關する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

日から起算して六十日をこえない
範囲内、政令で定める。

2 監獄法（明治四十一年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八條中「労役場」の下に「及
び監置場」を加え、同條第一項の
次に次の一項を加える。

監置ノ執行ヲ為スニ當リ最寄ノ
地ニ監置場ナキ場合又ハ監置場
アルモ其收容能力十分ナラザル
場合ニ於テハ拘留場（第一條第
三項ノ規定ニ依リ代用セラルル
モノヲ含ム）ノ特ニ區別シタル
場所ヲ監置場ニ充ツルコトヲ得

第九條中「引致状ニ依リ監獄ニ
留置シタル者」の下に「監置ニ処
セラレタル者」を加え、同條に次
の但書を加える。

但第三十五條ノ規定ハ監置ニ処
セラレタル者ニ之ヲ準用セズ

第十八條第一項中「及ビ労役場」
を「及ビ監置場」に改める。

第三十二條中「受刑者及び「但
拘留囚」の下に、それぞれ「及ビ
監置ニ処セラレタル者」を加える。

第四十五條第二項、第四十六條
第二項及び第四十七條第一項中
「受刑者」の下に、それぞれ「及ビ
監置ニ処セラレタル者」を加える。

3 法務府設置法（昭和二十二年法
律第九十三号）の一部を次のよ
うに改正する。

第七條第二項中第五号を第六号
とし、第四号の次に次の一号を加
える。

五 裁判所侮辱制裁法（昭和二
十六年法律第 号）により

監置に処せられた者に関する
事項

○佐瀬委員長 本案につきましては、
御承知の通り第十四国会におきまし
て、本委員会に付託となり、提出者よ
り本案提出の趣旨説明はすでに聴取い
たしてありますので、これを省略いた
し、ただちに質疑に入りたいと存しま
すが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○佐瀬委員長 御異議なしと認め、た
だちに質疑に入ることになりました。
質疑の通告がありますので、順次これ
を許します。綴治良作君。

○綴治委員 本法案は議員提出ではあ
りますが、この適用を受ける対象で
ある裁判所から、参考意見として、本
法に対する所見を伺いたいと思うわけ
であります。そこで裁判所といたしま
しては、本法案に賛成であるかとい
や、また本法案が必要であると思われ
るか、これがあるならば、本法のねら
つておる目的が達せられると思つてお
られるか。その点をまずお伺いいたし
たい。

○五鬼上最高裁判所説明員 本法案に
つきましては、裁判所が必要であると思
うばかりでなく、ぜひこの成立を要
望いたしておるのであります。と申し
ますのは、この訴訟手続が当事者主義
となりまして、法廷の秩序維持という
ものがますます必要になつて来てお
るのであります。かようなときにおい
て、法廷の秩序が維持されておるか
と、必ずしもそうではななくして、
ことに最近においては、いろいろ法廷
闘争の形がかわつて参りまして、中
には実力行使等によつて法廷闘争を行

うとするものがあるものであります。さ
うなことからいいたしましても、本法
案が成立して、裁判所の法廷の秩序維
持になるといふことは、われ／＼の
最も要望するところでありまして、
○綴治委員 法廷の秩序維持の必要な
ことは、われ／＼もこれを痛感してお
るものであります。これを痛感してお
るものと「裁判所の威信を保持し、司
法の円滑な運用を図ることを目的とす
る。」と、二つの目的を書いておるので
あります。この法律のほんとうのね
らいは、かような法律をこしらえるこ
とにおいて、裁判所並びに裁判官の威
信を保持して、それによつて円滑にや
らうというのであるか。それともこの
法律でさらに、ほかに円滑なことがで
きるという、かような考え方である
か。これは本法の大眼目であると思
いますので、この点を明白にしておき
たいと思つておられます。

○五鬼上最高裁判所説明員 やはり本
法案が成立することによつて、裁判所
の威信はもとより保持するに効果があ
ることを期待するとともに、法廷の秩
序の円滑な運用に貢献されることと、
こう考えております。

○綴治委員 そうすると両面の目的の
ためだ、かように解釈してよろしいで
すか。またその両面でも、その間に軽
重がないかどうか。

○五鬼上最高裁判所説明員 ただいま議長
から申し上げた趣旨と同じことであ
りますが、この法案のねらいは、ほと
んど正しい民主的な裁判を、裁判所が
独立公正にやるというのを究極の目
的としたしておるものであります。そ
れで裁判官個人の威信を上げるとか何
とかいうようなことは、全然その目的

ではないのであります。
○綴治委員 では裁判所とわけたわけ
は、裁判所の威信というわけですか。
裁判官という個人的なものではなく、
裁判所の威信というものはどうなん
ですか。

○五鬼上最高裁判所説明員 裁判所の威信
というものは、つまるところ裁判の権
威、裁判の威信ということだろうと
思ふのであります。裁判制度そのもの
を円滑に運用するためには、裁判とい
うものの權威を承認しなければなら
ない。最近の事情では、現行法ではま
かり得ないような事例がたふさん起
ておりますので、かような法律が必要
である、そういう趣旨であります。

○綴治委員 どうも私の質問の主眼点
がおわかりにならぬようであります。
もちろん裁判の円滑なる運用に主眼が
あることはわかつておりますが、それ
が主なのか、裁判所もしくは裁判官の
威信を高めようというのが主なのか、
これなんです。そこで両面なのかを聞
いたら、あなたはそうじゃないと言わ
れるのだが、それならば裁判官の威信
というものはどうでもいいので、裁判
の円滑なる運用さえやればいいのか。
これは本法をきめる上においての眼目
なのでありますから、この点を明確に
しておきたいと思ひます。

○五鬼上最高裁判所説明員 そこでた
だいまお話しになつております意味の
裁判官の威信ということは、すなわち
裁判の威信、裁判の權威ということ
と同じであります。ですから、この
趣旨で書きわけてはございませ
んが、結局つまること、そこ
まで行くのじゃないかというふうに
解釈いたします。裁判手続の円滑な運

用を離れて、裁判所の威信とか裁判の
威信ということは考えられないと思
ひます。

○綴治委員 そうだとすると、本法に
対して根本的な、みんなから議論の
出るところですが、おそろしくこの法案
に対しての批判の眼目は、裁判所とし
ては裁判官の威信を保持しようと思
はれるようであるが、かような法律
によつて裁判官の威信や裁判所の威
信が保持できると思ふかどうか。これ
が各所における批判の対象となつて
おります。ところがこの名称自身から
いつても、裁判所侮辱罪ですから、あ
なたの言われるようならば、裁判手続
用法でも直したらいが、裁判所侮
辱法と書いてある。裁判所を侮辱した
者をやる、それによつて裁判官の威
信を高めるのだ、こう見られる。ここ
に根本的な議論があると思ふのです。
もしそうであるならば、名称そのもの
がらいつても不適当であると思ふが、
この点はどうなんですか。

○五鬼上最高裁判所説明員 裁判所侮辱
という言葉は、われ／＼日本人には非
常に親しみの薄い言葉でありまして、
英米法のコンテンプトの訳語であり
ますから、こういうことになるのであ
ります。英米法でいうコンテンプト
というのを日本語に訳しますと侮辱
ということになるであらうけれども、
その根底はやはり裁判の權威を尊重
する、そういう趣旨でできておるもの
であります。その訳語が多少生硬な感
じがありますが、御質疑のような疑
問が起ると思ひます。裁判所の運用、
裁判制度の円滑な働きというものを
離れて、裁判官の權威とか裁判所の
威信ということは、これは概念上は考

えら
うとするものがあるものであります。さ
うなことからいいたしましても、本法
案が成立して、裁判所の法廷の秩序維
持になるといふことは、われ／＼の
最も要望するところでありまして、
○綴治委員 法廷の秩序維持の必要な
ことは、われ／＼もこれを痛感してお
るものであります。これを痛感してお
るものと「裁判所の威信を保持し、司
法の円滑な運用を図ることを目的とす
る。」と、二つの目的を書いておるので
あります。この法律のほんとうのね
らいは、かような法律をこしらえるこ
とにおいて、裁判所並びに裁判官の威
信を保持して、それによつて円滑にや
らうというのであるか。それともこの
法律でさらに、ほかに円滑なことがで
きるという、かような考え方である
か。これは本法の大眼目であると思
いますので、この点を明白にしておき
たいと思つておられます。

○五鬼上最高裁判所説明員 やはり本
法案が成立することによつて、裁判所
の威信はもとより保持するに効果があ
ることを期待するとともに、法廷の秩
序の円滑な運用に貢献されることと、
こう考えております。

○綴治委員 そうすると両面の目的の
ためだ、かように解釈してよろしいで
すか。またその両面でも、その間に軽
重がないかどうか。

○五鬼上最高裁判所説明員 ただいま議長
から申し上げた趣旨と同じことであ
りますが、この法案のねらいは、ほと
んど正しい民主的な裁判を、裁判所が
独立公正にやるというのを究極の目
的としたしておるものであります。そ
れで裁判官個人の威信を上げるとか何
とかいうようなことは、全然その目的

ではないのであります。
○綴治委員 では裁判所とわけたわけ
は、裁判所の威信というわけですか。
裁判官という個人的なものではなく、
裁判所の威信というものはどうなん
ですか。

○五鬼上最高裁判所説明員 裁判所の威信
というものは、つまるところ裁判の権
威、裁判の威信ということだろうと
思ふのであります。裁判制度そのもの
を円滑に運用するためには、裁判とい
うものの權威を承認しなければなら
ない。最近の事情では、現行法ではま
かり得ないような事例がたふさん起
ておりますので、かような法律が必要
である、そういう趣旨であります。

○綴治委員 どうも私の質問の主眼点
がおわかりにならぬようであります。
もちろん裁判の円滑なる運用に主眼が
あることはわかつておりますが、それ
が主なのか、裁判所もしくは裁判官の
威信を高めようというのが主なのか、
これなんです。そこで両面なのかを聞
いたら、あなたはそうじゃないと言わ
れるのだが、それならば裁判官の威信
というものはどうでもいいので、裁判
の円滑なる運用さえやればいいのか。
これは本法をきめる上においての眼目
なのでありますから、この点を明確に
しておきたいと思ひます。

○五鬼上最高裁判所説明員 そこでた
だいまお話しになつております意味の
裁判官の威信ということは、すなわち
裁判の威信、裁判の權威ということ
と同じであります。ですから、この
趣旨で書きわけてはございませ
んが、結局つまること、そこ
まで行くのじゃないかというふうに
解釈いたします。裁判手続の円滑な運

用を離れて、裁判所の威信とか裁判の
威信ということは考えられないと思
ひます。

○綴治委員 そうだとすると、本法に
対して根本的な、みんなから議論の
出るところですが、おそろしくこの法案
に対しての批判の眼目は、裁判所とし
ては裁判官の威信を保持しようと思
はれるようであるが、かような法律
によつて裁判官の威信や裁判所の威
信が保持できると思ふかどうか。これ
が各所における批判の対象となつて
おります。ところがこの名称自身から
いつても、裁判所侮辱罪ですから、あ
なたの言われるようならば、裁判手続
用法でも直したらいが、裁判所侮
辱法と書いてある。裁判所を侮辱した
者をやる、それによつて裁判官の威
信を高めるのだ、こう見られる。ここ
に根本的な議論があると思ふのです。
もしそうであるならば、名称そのもの
がらいつても不適当であると思ふが、
この点はどうなんですか。

れても両者はまったく同一のものであると考へなければならぬと思ふのであります。

○鐵治委員 けさの大新聞は、筆をそろえてこの点に關する論説を掲げておりました。これはあなたもごらんになつたことと思ふのでありますが、われわれも同感なものです。イギリスにおいてはいわゆる裁判所侮辱法という制度がございますが、これは國民はこぞつて裁判所というものは最も權威あるまじきところであるべき人が裁判官になつておるという確信を持つておる。それにもかかわらずその威嚴を害するやうなことがあるならば、これは國民の信念に反する行動でありまゝするがゆゑに、これを何とかしなければならぬ、こう考へるのは當然であるし、また法の根柢もそこから来ておると思ふのであります。私は日本の裁判所は決して劣つておるとは言へぬけれども、裁判所の欠陥であるか、國民の裁判所をなごめる目が足りないのか知りませんが、ことにイギリスの裁判所に対する國民の感情と、日本の國民の裁判所に対する感情とは異なつておるやうに考へます。そのときにあたつて、英國と同じやうなことで、この法律をもつて裁判所の威風が高められると思つておられるというならば、われ／＼とたいへん考への違いがあると思ふが、この点に對してどう考へになりますか。

○岸最高裁判所説明員 御趣旨は、これまでしば／＼各方面からさういふ御意見は拜聴いたしておるのであります。英米の裁判官と日本の裁判官との水準が違ふ、日本の裁判官に對して、英米の裁判官にあるやうなコンテンツトの制度をしつゝということには、危惧

の念があるという御議論があることは十分承知いたしております。しかし英米の裁判制度でコンテンツトの制度がでありますのは、これはずつと古い昔から、記憶を絶したほど古くからある制度であるといふやうにいわれておりました。その根柢はやはり裁判所というものは國民の權利、自由を守る最後の強いばかりではなく、また實際英米の裁判の伝統的な歴史がさういふ働きをして來ておつたのであります。それでは日本の裁判官は英米の裁判官と比べてどうかといわれまゝすると、これはなるほどいろいろ／＼御指摘になれば、もつと裁判所として考へなければならぬといつたやうな事例もこれまで全然なかつたとは申し上げません。しかしそれは、日本の裁判所の憲法上の地位といふものは、戦前——明治憲法のもとにおける裁判所といふものは、御承知のやうにたゞ事実上對して法律を適用する、国会のつくつた法律をたゞそのまゝ忠実に守るというだけ、その使命はそれだけに限られておりました。ただいまのやうな広い連憲立法審査権といふものがなかつたのであります。ですからその点で、英米の裁判官の果たした役割と、さういふ制約のもとで日本の裁判官がこれまで果たした役割との間に大きな違いがあるのであります。しかしながら從來の裁判所は、とにかく法律に忠実に独立不偏にやつて來たといふことは、これはどんなにお認めくださると思ひますし、また占領下におきましても、裁判所の態度といふものは決していわゆる外國から非難を受けるやうなことはなかつたのであります。占領されておるといふ

その点から來る制約は、これは裁判官といへども例外でないものでありまして、その点はやむを得ないことであります。今後まづたく立派にたしまし、主權を回復した後の裁判所というものは、ほんとうに憲法によつて國民から負託されておるその權能を十分に果し得る態勢に立ち至つたのであります。この点については裁判所といひしまでも十分その点を絶えず反省いたしております。この点に關しては、東京地方裁判所の小林判事が昨年の公聴会で申し上げておりましたやうな、ああいう信念と覺悟といふものは、全國のたゞいまの裁判官一般に共通なのであります。でありますから、英米でも裁判官を役人としてはかゝりも特にならぬといふ意味で特に裁判所侮辱法といふものができておるのではないのであります。やはり裁判の機能をも十分果させるために、つまり法律上のすべての争ひは裁判所において、法律によつて公正に黑白をきめるのだ、これが民主政治のもとにおける裁判所の役割であり、それがまた民主政治の支柱といわれるところなのであります。でありますから、今後日本の裁判所もやはりそれと同じやうな制度のもとにやつて行くことが必要である。のみならず、現在の状況からいまして——昨今の法廷は秩序ある雰囲気のもとで冷静に裁判をするといふことが非常にむづかしくなつて來ております。さうに御了承願ひたいと存じます。

○鐵治委員 私のお願いしたいこととお答へになることは、遺憾ながら一致して來ない。それでは事実についてお聞きしませう。この法律が制定されてから、今日各所に起つておるやうな忌まわしいことがこれでとまる、かような確信をお持ちですか。

○岸最高裁判所説明員 その事例にもよりまゝけれども、昨今各所に起つておるやうなああいう現象が、この法律のために一掃されるというふうには考へておりません。ただ今日のような状態のもとにおいて、現行法のもとでは、法廷の秩序維持といふことが非常に困難、あるいはむしろ不能に近いのであります。本案のやうな制度になりますと、今日よりもはるかに裁判所の訴訟指揮権あるいは法廷警察權の行使といふものは円滑に行ひ得る、さういふ意味において、今日の事態よりも相当事情は改善される、かゝり考へます。

○鐵治委員 そうだとすれば、この法律で足らぬものは何によつて補おうと思つておられますか。足らぬものはしかたないといふわけではありますまい。何としても裁判の威風を保持し、訴訟の円滑なる運用をはからねばならぬのですから、足らぬところはどこで補おうと思ひになりますか。

○五上最高裁判所説明員 御説もつともなのであります。この法律が議會に提案されたといふことが世間に報道されたところの一時の法廷は、相當静かであつたといふ実情なのであります。だん／＼時がたつにつれて、今日のような法廷騒動が御承知のやうに行われておるのであります。しかし裁判所としては法廷の秩序維持は何としてもやつて行かなければならぬといふことは、これはむしろさういふ考へておられますが、實際に多數の者が計略的に実行行使でやつて來ることに對しては、それに対する警備対策といふものは、むしろこの法律の運用よろしきを得るであらうと思ひますが、この法律以外にその警備対策については考慮しなければならぬ。これは一應司法行政の面からさうな点については十分検討し、また考慮して行かなくやならぬことだと考へております。

○鐵治委員 私は過日広島並びに堺裁判所の暴行の説明を刑事局長にお伺ひしたときに、やはり國民に、法に従わなかりければならぬといふものは尊嚴に値えつるのだといふことを言われただけであります。さういふことを聞かぬ者ならばあんなことをやりはしないのです。法の秩序をこわしてやろう、裁判の尊嚴をこわしてやろうといふやうなことが來ておる。そんなものにくら法の尊嚴を尊べ、法の秩序を尊べと言つてみたつてしやうのないことだと私は思ひますが、さういふものと思つておいでにあらぬのか、またさういふわかるものと相かわらず思つておられるのですか、これはいかがでしようか。

○五上最高裁判所説明員 ただいま御質疑のあつたやうな御意見の、初めから根本的に法の秩序を破壊しようといふやうな者には對しては、これは先ほど申し上げましたやうに、實力警備で行くよりやむを得ないのではないであらうかと思ひます。しかしながらさういふ者はきわめて少數なのであります。多くはやはり法のものと従つて行こうといふやうな者があつたのであります。その事例は、たとえばきわめて騒いでおつた法廷でも、録音の裝置をするとかといふやうなことでやつて非常

静まるという現象が見られるの
であります。こういうような者は、や
はりこの侮辱制裁法というものが存在
することによって、侮辱制裁法を奨励
するまでに相当効果を發揮するのでは
ないか、かように考えております。

○鑑治委員 ちろんいろいろのこと
を考へてもらわなきやならぬ。私の言
うのは、一言にして言へば安易に考へ
てもらつては困るというのを申し上げ
るのです。ところが何といひまして
も、私は裁判官の人格、高尚な意味に
おける威力が根本だと思ふのです。た
とえば、広島事件などを聞いてお
りまして、ああいうめんどろな事件を
予備判事にやらした。そこで私はびん
と来たのは、予備判事といへば何年裁
判官をやつておつた者ですかと言へ
ば、裁判官として一年半しかたない
と言ふ。すでに裁判官室に押し寄せ
て、別室でさういふ上り上げにあ
つておるといふこと自身が、私はす
でにばかにされておる証拠だと思ふの
です。それが法廷へ出て来て、しかも被
告人席もない、傍聴人席もない、裁判
長席の両わきに傍聴人が押し寄せて、
手を伸ばせばすぐやられるようにし
て、それでやれると考へておつた。

裁判官がやれると考へたならば、これ
は独立指揮ですからやむを得ませんけ
れども、そういう経験のない人がさよ
うなことを考へてやるからばかにされ
る。またかりにわれ／＼が見ておつた
とすれば、公正な裁判ができないであ
らうという判断ができたと思ふのです
が、それができると思つてやつた。こ
れは結果論というよりはかたないであ
ります。が、さういふようなことではこ
んな法律を幾らこさえてもしょうがな
いと思ひますが、この点はどうお思ひ
になりますか。

○岸最高裁判所説明員 確かにこの間
の広島事件の係の裁判官は若い人で
ありました。判事補に任命されて、
この間広島島の所長が一年半と申して
おりましたけれども、二年の判事であり
ました。あの判事が勾留理由開示手続を
やりましたのは、その前の令状をあの
判事が出した関係で、それで令状を出
した判事が理由の開示をやつたわけな
のであります。ただいまお話がござい
ました。勾留理由開示手続をやると
きに、すでに傍聴人たちがさくを越え
て裁判官席のすぐそばに接近しておつ
たといふのは間違ひであります。理
由開示手続中はさういふことはなかつ
たのであります。理由開示手続が済ん
だ瞬間に、傍聴人席にいた者がどつと
裁判官の席に詰め寄つた。さういふ次
第でありまして、初めから裁判官席の
すぐそばに傍聴人が詰め寄せたといふ
事実は、私どもの調査でも、あるいは
これは検察庁も同じであります。が、そ
ういふ事実はないのであります。

○鑑治委員 しかしこの間広島島の所長
にその点を聞いたら、さういふ事実が
あつたといふことなおります。そんな
ことは今日は関係ないからよしとす
が、いづれにいたしましても、公正に
できるものと思われぬものを公正に
できるものと過信した。おまけに相手
方にのまれておるといふことが根本で
あらうと思つておるのです。まずわれ
われが本法を考へます際に根本的に
考へますことは、裁判所のみならずが
威信あるものになつてもらいたい。み
ずから尊厳を言わなくても、はたから
これに尊厳があると認めるものになら
なくては、こんな法律を百こさえても
意味がないと考へますので、本法をつ
くることにおいて裁判所の威信が高ま
るものという見解をお持ちならば、
われ／＼はこれに對して疑念を持たざ
るを得ぬといふことをまず申し上げて
おきたいのであります。

そこで本法によつて、裁判所の威信
を高めるよりも、裁判の秩序及び運行
を円滑ならしめることが主たる目的だ
といふことであるが、現行裁判所法第
七十一條、第七十三條にありする審
判妨害罪があれば目的が達せられるも
のであつて、これ以外に本法を制定し
なければならぬ理由がわれ／＼にはわ
からないのですが、この点をひとつ明
瞭に説明していただきたいと思ふので
あります。

○岸最高裁判所説明員 裁判所法の七
十一條ないし七十三條までの規定とし
て、審判妨害罪の制度がございませ
うが、この審判妨害罪の規定が実際に使
われた例は、これまでにならずに三件し
かないのであります。さういふ事情
で、この審判妨害罪の規定を十分に使
わなくては本法案を制定するのは、屋上
屋を重ねるもので不当であるといふ御
疑念があらうと思ふのであります。こ
れまで審判妨害罪の規定が使われまし
たのは、米子に二件と高崎に一件ある
だけであります。

（委員長退席、山口（好）委員長代
理着席）
なぜそのようにこの審判妨害罪の規
定が使われなかつたか申しますと、こ
れは實際使われなかつた理由があらう
と思ふのです。この審判妨害罪の規定
は、御承知のように普通の刑法犯とし
て規定されております。さうして檢察
官が事実を起訴して、通常の訴訟手続
に従つて審判するわけでありませう。と
ころが法廷における秩序維持は、その
都度々々起る事象に對して臨機応変に
処して行かざるやならぬ性質のもので
あります。現今起つておりますやうな
事例に對してこれを一々やつておるの
では、本来の審理そのものがやれな
い。その事件のために派生的なさうい
ふ事件をたくさん演じて行くことにな
るので、その派生的な事件で法廷闘
争が繰繰げられる。さういふことにな
りますと、審判妨害罪の規定は非常に
強力な規定として、刑法犯として規
定されておりますが、それ自体かやう
な制度はあまり実効がない。この審判
妨害罪の規定が使われなかつたのは決して
檢察官の怠慢でも何でもなく、むしろ
もと／＼使われなかつたやうなもので、法
律と事実の間に完全にギャップがあ
る、さういふ次第であります。

○鑑治委員 七十三條の規定が実際に
行われなかつたのだとすれば、本法の第
二條及び第三條も同様に行われぬとい
うことになりませうが、これと違ひませ
うか。

○岸最高裁判所説明員 審判妨害罪の
方ですと檢察官の普通の手続として別
に起訴しなければなりません。ところが
が本法案のようになりますと、裁判官
の面前において裁判官が現認した不当
な行状に對して、すぐその場でただち
に制裁を科することができると。その点
に非常な違ひがあらひます。

○鑑治委員 第七十二條を見ますと
「裁判所の職務の執行を妨げる者に対
し、退去を命じ、その他必要な事項を
命じ、又は処置を執ることができる。」
とあつて、処置できるのです。今のと
違ひないじやないですか。もつと言へ
ば現行犯としてひつぱられるのです。
なぜひつぱられないのですか。さうい
うことをすることがかえつて騒がせる
というなら、これでただちにやうと
したつて同様の騒ぎが起ると思ひませ
うが、どうもその説明では納得行きませ
ん。

○岸最高裁判所説明員 裁判所法の七
十一條、七十二條によつて裁判官が命
令を發し、これに従わなかつたときに初
めて七十三條が發動できる。ところがこ
の法案の内容から行きますと、即座に
その場でさういふ妨害行為を排除し
て、ひどいものには制裁を科する。普
通の刑事訴訟による檢察官の起訴を待
たずして裁判官が即座にやれる、その
点に根本的な違ひがあるわけですね。

○鑑治委員 第三條の点は疑問に思つ
ておつたのであつて聞こうと思つてお
つたのですが、第二項の「裁判所侮辱
にあたる行為があつたときは、裁判所
は、その場で直ちに裁判所職員、警察
官又は警察吏員に行為者を拘束させる
ことができる。」これはまず決定をして
から、これは裁判所侮辱行為であるか
らというのでやるのですか。それとも
侮辱であらうと思ふ場合にただちに
やれるのですか。よくわかりません
が……

○野木政府委員 第三條第二項の趣旨
は、裁判所が、裁判所侮辱に當る行為
があつたと認めたとときは、とりあへず
保全的処分として拘束するといふ意味
でありまして、侮辱の制裁といひしま
しては後に第四條の方で決定するとい
うことになるものと存する次第であり
ます。

○鑑治委員 すると、これを拘束せよ
とあるが、これを拘束せよ

という命令を下すことは、裁判所として一種の決定じやないですか。それとも事実行為ですか。

○野木政府委員 一種の命令だと思ひます。ただこれはいわゆる裁判所侮辱に当る行為に対する制裁を科する場合の決定と違ひは、第三條第二項後段におきまして「拘束の時間から二十四時間以内に監置に処する裁判がなされないときは、裁判所は、直ちにその拘束を解かなければならない」という明文があります。関係上、ただいま御質問の第三條第二項の拘束は、いわゆる裁判所としての拘束でない、そういうように解せられるものと存する次第であります。

○鑑治委員 これは裁判所侮辱罪としての一つの執行方法ですか、それとも法廷秩序の維持から来るものですか、どちらですか。

○野木政府委員 第三條第二項の拘束は、侮辱に対する制裁としての意味でなくて、いわば法廷の秩序を維持するといふ面から来るものであります。こういうような規定がありませんと、すぐその場で拘束して侮辱の裁判をするのが原則であります。すぐその場でやるというように縛つてしまふとゆとりがありまへんの、場合によつて本来の審理を妨けておいて、とりあえずそれを排除しておいて、本来の審理が一段落したような場合にそれに対して侮辱の制裁を科する、こういうような手続もできるうちに余裕を置かうといふのが、第三條第二項の趣旨だらうと存するのであります。

○鑑治委員 そうすると裁判所法第七十二條で必要な事項を命じまたは処置をとることができるのですから、ちつ

ともかわりがないと思ひますが……。

○野木政府委員 まず第一の裁判所侮辱にあたる行為がありまして、その裁判官の命令に反する行為は、たとえ裁判官の命令に反するといふことではなくて、ただいきなり裁判所で騒ぐといふような事態もあるわけで、そういう事態がありまへんならば、とりあえずその騒いだ者をこの第三條第二項で拘束させる。その拘束させる裁判官の指示などに従わなければ、そこでもまた別個の裁判所侮辱行為が成立する場合もあり得ると思ひます。しかしそれは別個のものであります。裁判所法の規定だけでは最初の、命令も何もない場合に騒いだといふような場合に制裁を科することができないような場合がありまへんの、裁判所法だけでは少し足りない部分があるといふことになるだらうと存する次第であります。

○鑑治委員 騒がば職務の執行を妨げておるのじやないですか。始まらぬ先に騒ごうが、始まつてから騒ごうが、職務の執行を妨げておる。職務の執行を妨げておつたら必要な処置がとれる。必要な処置として退廷させる。さらにそれが進んで七十三條にそむいた場合は、審判妨害罪になるかどうかは別問題といたしまして、本案第三條の第二項と同様のことができると思ひますが、その点いかがですか。

○野木政府委員 まず審判妨害罪を規定します裁判所法第七十三條は、「第七十一條又は前條の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨けた者は、とにより規定してありますので、とにかく審判妨害罪が成立するためには、裁判所の命令がまず前提になるわけでありまして、従い

まして、單に騒いだというだけでは、七十三條にただちには該当しないわけでありまして。しかし御質問のあとの点でございまして、その場合には七十二條で、騒いだ者に対して退去を命ずればそれで足りるじやないかというよう

な御質問であると思ひますが、それは七十二條でもできると思ひます。騒いだ者に対しては「退去を命じ、その他必要な事項を命じ、又は処置を執ることができ」ということにおきましては、この解釈上、退去を命じて外に出すだけのことは、命令をもつてできますが、出さずして若干留置することがはたしてできるかどうかという点が疑問でありまして、解釈によつては、ある程度はできるじやないかという解釈もできると思ひます。妨害排除の措置としては、若干範囲はとめておけるのではないかと

いふ解釈が、むしろ強いのではないかと思ひますが、しかしいかに不明確な点がありますし、事、人身の拘束に關することでありまして、時間を制限するといふ意味を考へまして、どんなに長くとも二十四時間だけしか応急処分はできないといふ面を考へて、この三條二項が置かれたものと考える次第であります。

○鑑治委員 第二條の「これを妨げ」といふのは、審判その他の手続をすることを妨げる、こういう意味に解釈していいと思ひますが、この妨げるのは手段、方法を選ばない、何でも、妨げたものであるといふことならば、本法の適用があるもの、かように解釈してよ

ろしいのでありますか。

○野木政府委員 大体御質問のようによろしいかと思ひますが、最後に「その他裁判所の威信を害する行状をした者」といふ含みがございまして、その趣旨がおのずからはね返るわけでございまして、妨げるといふことは、それ自体でも裁判所の威信を害する行動をするといふことになるのであります。その方法いかんは度外視すべきものであらうと存する次第であります。

○鑑治委員 もつと具体的に言つて、不作為の妨害も入る、かように解釈してよろしゅうございませうか。妨害といふより、不作為で進行させないといふことは。

○野木政府委員 不作為で妨げるといふのは、後の、「その命じた事項を行わす」ということと関係で、具体的にどういふ場合があるか、今思ひつきませんが、大体立案のときは積極的行為を頭に置いて考へましたが、不作為で妨げるといふことは、實際問題としてあまり考へられないじやないかと思ひます。

○鑑治委員 別段手段を選ばずといふような言葉が入つて来るわけですか、それが私は問題だと思ひます。「その命じた事項を行わす」、これは要するに裁判所の命令に従わなかつたことと一切を包含するものと解釈せざるを得ないと思ひますが、この点いかがですか。

○野木政府委員 不作為が問題となるのは、妨げるということに關してではなくて、「その命じた事項を行わす」といふ点で、むしろ實際問題となるのではないかと思ひます。條文の趣旨は、

この命令はその種類を問ひませんので、たとえ一応ここだけの文字から読みますと、法廷警察権に基く命令や訴訟指揮から出た命令も、全部包含するようものと存しますが、しかし先ほどちよつと触れましたように「その他裁判所の威信を害する行状をした者」といふ趣旨はね返りがございまして、裁判所が命じた事項でありましても、法律上の理由があつたり、あるいは正当な見解の相違等で、その理由に對して争うといふような場合は、必ずしも裁判所の威信を害するといふ意図に出てるわけではありまへんの、おのずからそういう正当な場合は除外されると存しますが、しかし一応基本的には法廷警察権に基く命令や訴訟指揮命令、たとえ釈明を命じたのに對して裁判所を無視するような態度でこれに従ふぬといふ場合は、これに入つて来るのではないかと思ひます。

○鑑治委員 今あなたのおつしやつたように、裁判所は釈明せよ、釈明する必要がある、こいつた場合は、どういふことになりませうか「命じた事項を行わす」ですね。それから、弁論をいにかげんに打切つてもらいたいと言ふのに對して、いや、もつと必要だからやる。これも命令したことに従わすですね。そういうものは除外されますか。

○野木政府委員 それはその具体的の場合におきまして、結局裁判所の正当なる命令を無視するといふような態度の場合、すなわち裁判所の威信を害するといふような方法とか態度とか意図とか、そういうもので行われた場合は、やはりこれに入つて来るものではないかと、この文字の上では解せるの

じやないかと存する次第であります。

○鑑治委員 今までおつしやつた、その正当というところが、正当、不正当は裁判官の認定にあるのですか。だからそれは裁判所が不当であると認めたら、全部入りですね、命令に従わなかつた場合は、何時までも出頭せよと言つた。しかるに出て来なかつた。これも命令に従わなかつた、こういうことも入ると解釈せざるを得ないが、どうですか。

○野木政府委員 第二條の字義を解釈して行きますと、正当かどうかという点は、おつしやるように裁判所が判断する、こういうふうになりますので、そうなるかと存じます。しかしある事実がはたして正当であるかどうか——事実があつたか否かという問題でなくて、ある事実があつて、それがはたして正当性を有するかどうかという点は、やはり法律問題として上級審の批判を受け得ることになりますので、下級審の非常に独断的な措置は、上級審で是正される道は残されております。しかしいづれにせよ、第二條の立て方は、ともかくその当該裁判所の一応認定にかかるといふことになつておるのであります。

○鑑治委員 どちらもはなはだ困つたことになりましたが、これはそうじやないのじやないのですか。あなた方が書かれたつもりは、法廷の秩序を維持する命令じやないのですか。ほんとうに何でも命令に従うという意味であつたら、この法律はたいへんです。どこまでもこれは法廷の秩序維持なんだから、その秩序維持の命令に従わなかつたというときじやないのですか。そうでなければとんでもないことだと思ひます。

ます。あなたの今の答弁によつたら、弁護士はこぞつて反対しますよ。敢て鳴らして反対しますよ。

○野木政府委員 今命令の事項を行つて進めて申し上げたわけでありまして、その「威信を害する行状をした者」といふ点がね返つて行くという趣旨におきましては、実際問題といたしましては、しこりしてこの法案の主たるねらいは、おつしやるように、秩序維持の命令に反するといふ点を主たるねらいとしておつしやることは、申すまでもないことだと思ひます。

○鑑治委員 そうでなければたいへんです。そうすると、この「裁判所の威信を害する行状」といふことが不適当な行状なんです。だから第一番にこの法律のねらいはどですか、こう言つておるのです。私はそう思ひます。私の考えは間違ひですか、いかがです。裁判所の威信と言われるから、問題になつて来る。裁判所の秩序を乱し、裁判の運行を妨害したる者、こういうところへ来なければならぬのじやないのですか。

○野木政府委員 この法案自体が、その趣旨を英米法の裁判所侮辱制裁法にとつておつしやるので、立て方といつた法廷の秩序を維持するといふ法の立て方はとらなかつたわけだと存する次第であります。裁判所の威信というものは、先ほどからおつしやるように、むしろこの法律をつくつて威信を高めるといふのではなくて、裁判所の威信というものは、本来憲法その他によつてあるわけでありまして、それをとすると外から害されるというよ

うなことがあるので、その害されることを排除するといふ意味で、この法案が立案せられておるわけだと存する次第であります。裁判所の威信が一番害されるのはどういふ場面かと申しますと、先ほど議論があつたようでありまして、やはり裁判所は裁判するといふ点が本質的のところでございますので、その裁判の進行が妨害されるという場面が、やはり裁判所の威信が害せられるといふ場面が一番大きな点になるのではないかと存する次第であります。従つてこの法律のおもなるねらいは、一つは第一條にうたつてあるように「裁判所の威信を保持し、司法の円滑な運用を図ることを目的とする。」といふふうになつておるの

も、そのわけだと存する次第であります。しかしこの法案の立て方といつたしましては、やはり審判を妨害するといふ直接的なところをとらえないで、その背後にある裁判所の本来あるべき地位といふものを、ここに持ち出して来ておるものと存する次第であります。

○鑑治委員 それではその点は一応そのくらいにしておきますが、第三條に「その裁判所が審判する。」といふことになつておつしやる。これにも相当疑問が出ますが、それよりも「拘束の時から二十四時間以内」に監置に処する裁判官がなされないときは、裁判所は、直ちにその拘束を解かなければならぬ。」「こうありますが、これは先ほどどなたかの説明もありましたが、これは実際できませんか。騒いで審議させまいと思ふ人間を相手にしなければならぬので、騒ぐだけ騒いで、それから本来の裁判をやつて、今度は侮辱制裁の裁判をやる。今日の現状から見ても、それ

が二十四時間以内に行われるとは私は思ひません。これはくつよりか、実際です。考へてごらんないさい。やたらに反証を出したり、騒いだりするにきまつてゐる。その騒いだものを、また出て来てやつてゐるのでは、追つかげどこになつてしまふ。これはどう思ひますか、可能でしょうか。

○野木政府委員 たとえば法廷において、被告人及びこれに呼応する傍聴人等が、全部一体となつて騒いでしまつたという場合には、その本来の裁判進行といふものは、事実上一時停止されるところになるかと存じます。傍聴人とか何か若干の者が騒いだといふ場合には、それはとりあへず排除しておつて、その間に本来の裁判を進めるという場合も相当あるかと存せられる次第であります。いづれにせよ、機宜な措置がとれるように、第三條の二項は規定されておるものと存じております。なお裁判所侮辱制裁法案自体が予定しておる事実、裁判官の面前の明白な事実をもとにして考へておりますので、証拠調べとかなんとかいふ規定はここにあらうではありませんが、実際問題としてはそういうことはあまり予定しないで、現行犯的なものをびしびしやつて行くといふのが、この制度の趣旨であらうと思ひます。非常に重大な証拠をたくさん調べなければならぬというふうなものは、むしろ審判妨害罪とかほかの方の制度によるべきものであります。この裁判所侮辱制裁制度といふものは、非常に簡單明白なものをその場所でおきやうをすえて行くといふようなことを、ねらつておるのではないかと存するのであります。

○鑑治委員 たとえばこの間の広島のことなんか聞いておつしやる。二百人くらい行つて騒いだでしょう。これはおそろく全部騒いだでしょう。そういう場合にそれができますか。

○野木政府委員 そういふ二百人も、全部裁判所において処分するのが適切であるかどうかという点は、やはりその具体的の場合における裁判官の判断にまかすよりいたしかたがないと存じますが、私の考えをいたしましては、必ずしも二百人全部やる必要はないのじやないか、裁判官が裁判長として法廷に臨んでおつて、その騒ぎの現場の空気にあつて、現認して、特にこれはひどいと思ふ者を処罰するといふことで、おのずからその目的は達せられるのではないかと存じますが、それはやはり具体的の場合々々によつて、異なつて来る問題ではないかと存する次第であります。

○鑑治委員 私はくつよりか、実際においてその日にできない場合には、みな放してやらなければならぬが、それでよいかと言ひます。

○野木政府委員 この裁判所侮辱制裁法案に盛り込まれた、いわゆる裁判所侮辱に対する制裁は、第二條にありますように、百日以下の監置、五万円以下の過料という非常に範囲の狭いものでありますので、どれにどれだけの制裁を盛らうかという点につきましては、裁判官は普通の刑事事件の刑を盛るといふほど頭を悩ます点はないのではないかと存じますが、一つ、侮辱にあたるといふ点が一つ、侮辱にあたるといふ行為自体が、裁判官が現認しておるその行為自体でありますから、これは証拠を集めるといふことより、これは普通の

例があるということでありませう。それで訴訟手続というものは、言うまでもなく法の定める手続に従つて、順序を追つてやるべきであります。しかし、ばそれを無視して、かつてなときに自分の発言を許してくれという主張が非常に多く、そのために手続の進行上いろいろの問題を起すのであります。これは多くの場合に、さうな現象が見られるのであります。

○田万委員 今のお話で、指導者があつて、そして多数を集合して、法廷の秩序を維持するといふお話ですが、さうすると指導者といふのは、大体どういふふうな関係の方なんでしょうか。質問がぼつととしてわかりにくいだらうと思ひますが、はつきり言えば、思想的な背景、こゝろの持ちつた指導者ですか。あるいは事件自身に対する指導者なんでしょうか。

○岸最高裁判所説明員 その指導者が、はたしてどういふ人物かといふことは、はつきり確めたことがありませんけれども、とにかくさういふ事件の傍聴人といふのは、その事件に、直接間接に非常に関心を持つた人々であります。従ひまして、指導者も、さういふ人々の中のだれかが、さういふ役割を演じておるように思われます。

○田万委員 さつきのお話によると、全部じやないだらうけれども、赤旗を持つて来たとか、その先が三本ほどそいであつた。こゝろの持ちつたものは、あなたの方はどういふふうな考へておられますか。はつきりわからないのですか。

○岸最高裁判所説明員 大体共産党員がさういふ赤旗を持つて来たり、それから最近の事例では、北朝鮮の人たちが、北朝鮮をかつき出して来る。さういふ状態でありませう。

○田万委員 とにかくいろいろ法廷闘争事件が、種類がかわつておるけれども、現在のところ背後関係について、確実なものはないかと思つておるわけですか。さう承つていいわけですね。

○岸最高裁判所説明員 およそ想像はつきりしませんが、その点については、特に確実なことを、裁判所としては調査する力も、権限がありません。○田万委員 捜査する力も権限もないとおつしやいますが、やはり法廷の秩序を維持する上においては、非常に重大な関係があるのではないかと、当然然ると思はれます。従つてその筋の、いわゆる特番局ですか、さういふものがやつておるらしいが、さういふところと一連の關係を持つて、法廷の秩序維持のために、背後關係を調べるというふうな手続をおとりになつたことはございませうか。裁判所としては、そのまはつたらかしておくのですか。

○岸最高裁判所説明員 さういふ法廷闘争の、非常に激烈な事件は、それに派生して刑事事件が起ります。その面で検察官がいろいろ捜査しておるわけでありませう。

○田万委員 私はやはりこの法廷秩序維持の問題については、さういふ結果が起らないために、こゝろ法律ができて行かなければならぬ。起きたものを処罰して行くといふことでは、ほんとうの法律の精神といふものは失われておるものと思つて、たゞいま御提案になつておる裁判所侮辱制裁法案といふものは、罰するのが目的でなくて、なるべく法廷の秩序が平穩に維持せられて行く、そして裁判所の威信が確保せられるといふところに、大きなねらいがなければならぬと思ひます。その意味からいつて、やはり原因をただして行くといふことは、裁判所としてひとつの大きな仕事ではないか。さうなると、それ／＼の關係方面に実態調査を求めて、その根拠をたずねて行くといふことが必要ではないか。それをうつつちやらかしておられるといふことについて、どうかと思われ

る点があるのでは、お尋ねしたのです。それでさらにお尋ねしますが、今の話では、刑事裁判で云々とか、裁判の上でさういふことがわかつて来るというふうなお話であります。裁判ではすでに遅いので、それは裁判をやらないうちに根拠をなくして行くといふ意味からいつても、当然さういふ法律の提案をなさる立場からいつても、さういふことが起らないために、それ／＼の關係方面で十分調査をしてもらうように、裁判所としては、処置をとる必要があると思つて、いかがですか。

○岸最高裁判所説明員 それはまことにその通りであります。決して裁判所としては、それを放置しておるという意味のものではありません。事件によつて検察官の方に連絡して捜査をしてもらひ、さういふ態度をとつております。

○田万委員 だから、鑑治委員からいろいろ逐條的なお話があつたのです。私ここで聞いておりました。思つては、第二條にいろいろ書いてあることは、それは急迫した場面に対する裁判所の処置として、裁判所侮辱制裁法といふのがいるといふ意味じやないですか。法廷の内外において、裁判が行われ、その際に急迫した状態が、裁判所の審議に非常に妨害になる、それを排除するといふ意味で、この法律ができておるのじやないですか。

○五上最高裁判所説明員 この点からは他の方からお答えするだらうと思ひますが、先ほど鑑治委員のおつしやる点に関連いたしまして、一体この法案自体の目的は、やはり法廷の秩序維持といふことが、その眼目なんです。すべて法廷の秩序維持といふものを度外視して事は考えられない。おつしやるうちに、裁判官の眼前でさういふ法廷の秩序を乱すような行為があつた場合に、初めてこの法律の効果が適用せられるといふような場合も、實際の裁判の運営上においては、さういふ意味に考へております。これは鑑治委員の仰せになつた、たとえば訴訟で命ずる手続を行なかつた場合に、すぐこの問題にくつつけるかといふようなことが議論される、これは前から議論されておるところでございませうが、實際のこの法律の運営は、われ／＼としてさういふことは考へておりませう。たとえば証拠申請書を出さなかつたからそれは法廷侮辱罪になるということは、毛頭考へておりません。もしこの法律がさういふ意味に解釈されるおそれがあると思へば、ひとつ立法府において、十分御考案を願ひたい、かように考へております。

○田万委員 それからこの法案を見ると、裁判所の威信を、第二條において保持して、それから第二條において「その他裁判所の威信を害する行状」と、裁判所の威信といふことがしきりに出て来るのですが、裁判所の威

信といふものはどんなものでございませうか。ちよつと指示を願ひたい。第二條においては、「法廷又は法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることができる場所で、これを妨げ、その命じた事項を行わず、その執つた措置に従わず、その他裁判所の威信を害する行状」として、くぐりの言葉として裁判所の威信といふことが方々に出て来るのですが、これはどんな意味でございませう。裁判所の方から聞かしてもらいたい。わかつたようなわからぬようなことでは。

○野本政府委員 裁判所の威信といふことでございませうが、これを分析して説明してみろと言われますと、なかなかむづかしい問題があるわけでございます。私も考へてみまはすのは、民主主義が維持され行くためには、国会で制定された法律の權威が守られなければならないわけでありまして、その法律を具体的に宣明するのは裁判所であり、その裁判を行う機関が裁判所といふことになるわけでありませう。従つて裁判所といふものは民主主義を維持するための一番大きな柱になるのではないかと存する次第であります。ことに新憲法におきましては、旧憲法と異なりまして、裁判所の地位を二層高めまして、たとえば法律が憲法に違反するかどうかといふような点を最終的に決定する権限を與えておるような次第であります。すべて裁判所で一旦こゝろきまつたならば、国民はさういふ意見があつたとしても、それに従つて行くといふのが、新憲法のもとにおける裁判制度の基本をなすものだと思つて存する次第であります。従ひまして、裁判所

の審議に非常に妨害になる、それを排除するといふ意味で、この法律ができておるのじやないですか。

信といふものはどんなものでございませうか。ちよつと指示を願ひたい。第二條においては、「法廷又は法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることができる場所で、これを妨げ、その命じた事項を行わず、その執つた措置に従わず、その他裁判所の威信を害する行状」として、くぐりの言葉として裁判所の威信といふことが方々に出て来るのですが、これはどんな意味でございませう。裁判所の方から聞かしてもらいたい。わかつたようなわからぬようなことでは。

の威信というものは、要するに法の威信といふものと相表裏するものであらうと存じます。何と申しましたら、法律には何人も従わなければならぬ。国家の最高機関たる国会で制定された法律には、何人も従わなければならぬ。従つてそれとあらば、裁判所の裁判には何人も従わなければならぬ、そういうような意味合いにおきまして、裁判所というものは、何人もいう／＼の意見があつても服するといふ意味におきまして、その權威を保持しようといふ点に、憲法の精神があるものと存する次第であります。そういうような意味合いにおきまして、裁判所の威信といふものは、なか／＼言葉では分析して言ひ表わしにくいのでありますが、おのずからそこにその趣旨は現れて来るものと存する次第であります。

○田万委員 なか／＼御答弁でいろいろ申されますけれども、言われれば言われるほどわかつたやうなわからないやうな気がして、これはむづかしい問題だと私も存じます。むしろお話を聞いておると、裁判所神聖不可侵というやうに伺えるふしが多いのです。そういうやうな裁判所の威信であつてはならないと私は思う。自然に国民から信頼される裁判所というものが、眞の裁判所の威信でなければならぬ。押しつけた威信ではなくしてほんどうに大衆から親しまれるところのものが、裁判所の威信だと私も考える。そこに初めて裁判の神聖があり、裁判の信頼感があると私は考えるのですが、こういう問題は野木さんがおつしやつたやうに、分析して行くのはなか／＼むづかしい問題です。従つてそういうむづかしい言葉で、わかつたやうなわからないやうな文言を使つて、いたゞらに裁判所の威信を保持する御用法であると思はれる印象を拂拭して、第二條なんかでも最後のくくりとして「その他裁判所の威信を害する行状」の「その他」ということについていろいろ疑義があろうと思つておりますが、これ／＼の行爲すなわち裁判の公正を害するといふやうにくつた方がどれだけ裁判所の威信を高めるかわからなうかと私は考える。この点いかがでしようか。

○野木政府委員 「裁判所の威信を害する行状をした者」という点がくくりとして第二條に書いております趣旨は、これがなうと、たとえば具体的のごく卑近な事実をあげますと、法廷においてだだ脱ぎになつたりあるいは何と申しましようか、そういうやうなふにいわゆる無作法な行状をするという場合なども抜けて来る場合があるのではないかと、もつともその場合にははだ脱ぎを入らうという注意をすれば足るのでないかと、一応そういう場合も起り得ますので、また暴言を吐くなど、具体的の場合につきまして、いろいろニュアンスが生じて、やはりこういうやうな包括の言葉を置かないと、具体的の場合に対して欠けるところがあつてはならないかという点で、締めてくくりとしてこれが置かれておるものと存する次第であります。

○田万委員 いろ／＼詳しいことはあとで承りますが、ともかくこういう法律が出た場合には、その判断をなさるのは裁判官御自身がするのであつて、その裁判官の知的判断能力においてもいろいろわかつて来る。ある裁判官はこれは法の威信を害する行状である、ある判事はそれはその程度に達しない行状であるといふやうにかわつて来る。そういう不統一的な法文をここに盛るといふことはきつめて危険である、また法として完成したものじやないと思ふ。野木さんのお話はいろ／＼承つておると次から次に問題を提示してくるやうなことになるので、私はなるべく問題を少くして解釈したいと思つたけれども、聞けば聞くほど聞きたくないやうな虫が起きて来るので、まあこの程度にいたしまして、詳細は別の機会に譲ることにいたします。

○山口(經)委員 長代理 梨木作次郎。○梨木委員 私は、この裁判所侮辱制憲法というのには議員提出法になつておりますが、實質は法務府並びに裁判所の立案したものであると見ております。それゆゑに、こういうものを出して来るところの裁判所側の心構えというものと、法務府側の心構えというものとを對して、非常な憤りを感じておる。きよは時間もありませんので、重要な点について二、三聞いておきたいと思ひます。

先ほど来同僚委員から質問が出ておりますが、裁判所の威信を保持するためにこの裁判所侮辱制憲法を出しておるというところが、非常に重要な目的になつておることは、第一條によつても明らかであります。では裁判所の威信というものはどういふものかという質問に対しては、今野木政府委員はわけのわからぬことを言つておる。そうして法律の權威を守るのだというやうなことも言つております。もちろん裁判所の威信といふものは憲法と法律を守つて行く、そういう形式的な面にもありましよう。その点も認めます。ではその一点からでも私は聞いて見ましよう。最高裁判所の田中長官はどんなことを言つておりますか。現在の日本の憲法においては戦争を放棄してある。それにいかからず、彼は全国の裁判官に向つて、この憲法を否定し、世界は二つの陣營にわかれておる、もはや中立といふものはない、正と不正、善と惡との間には中立的なものはないのだ、こういうことを言つて、二つの國際的な對立の中の一方向——これははつきり言つておられますが、明らかに彼がソビエト同盟、中国、これらの共產主義あるいは民主主義諸國家、これを國際ギャングと呼んでおる。そうしてこれに對して最も勇敢に闘わなければならぬといふ趣旨のことを言つて、これを裁判官に呼びかけておる。このことは明らかに彼は憲法を否定し、裁判官でありながら——憲法の番人である最高の責任者でありながら、公然と「裁判所時報」や雑誌「法曹」というやうなものに憲法の否定と、戦争を挑発することを言つておるのだ。一体これで裁判の威信といふものを保てますか。この点をまず最高裁判所の事務局長から伺いたいのではありませんか。

○五鬼上最高裁判所説明員 田中長官が他の雑誌あるいは新聞等に書かれたものについては、私は今資料を持ち合せておりませんので、はつきりしたお答えはちよつとできません、また田中耕太郎氏が各種の雑誌に書かれたことについて、一々こゝで御答弁、あるいは御説明申し上げることもどうかと思ひますが、ただ一言申し上げておきたいことは、憲法を否定する、というやうなことをおつしやつておられたが、私おそろくこのおつしやるのは最高裁判所の長官が裁判官会同において訓示されたときのものを御引用になつておるのじやないかと思ひます。私実はこういう問題は本日よく準備していかつたからあるいは記憶違いかも知れませんが、大体この長官の訓示といふやうなものは会同のあるたびごとにありまして、この訓示は大体裁判官會議を経て訓示をしておる。従つて田中耕太郎自身の意見ではありません。結局最高裁判所の訓示となるのであります。その中においては、ただいまおつしやつたやうな憲法を否定すること、戦争を挑発するといふやうなことはむろんなくて、むしろ憲法を守るために裁判官が非常な責任があるぞ、といふことを常に呼びかけておるのでございまして、従つて憲法を破壊するやうな行動をとる者に対しては、やはり裁判官として確固たる世界観を持たなければならぬ、かやうなことは言われてゐると思ひますが、決して憲法を否定するやうな言動はいたしておりません。

○梨木委員 それでは具体的に証拠を出しましよう。今年の一月一日の「裁判所時報」に「新年の詞」と題して載つております。これは弁護士会におきましては大問題になつておりました。最高裁判所長官の彈劾問題が出ております。これは有力なる弁護士の間においても大問題になつております。実に不謹慎な、輕率な、けしからぬ言動であるとして、非難の聲が轟々と起つて

おられます。であなたは今そういうことをおつしやいますか、では私が読んで見ましよう。一番極端なところをあげて申します。眼を国際社会に転ずるときに、同じ現象が見受けられるのである。ヒトラー、ムッソリーニ、東條の、軍国主義の極端な国家主義の禍害は取り除かれたが、似而非哲学、偽科学によつて粉飾されたところの、権力主義と独裁主義とその結果である人間の奴隷化においてナチズムやファシズムに勝るとも劣らない赤色インペリアルイズムは、その発祥の領域を越えて、世界制覇の野望を露骨にあらわし始めた。世界人類社会の危険が、これより重大深刻であつた時代は過去において存在しなかつたのである。こう書きまして「幸に、平和と自由を愛好する諸国家（民主主義諸国家）は、互に孤立せず相提携して、この共同の敵に」こういうことを言つておる。「この共同の敵に対する防衛に備える体勢を強化しつつある。これらの諸国は、国際連合の正統的な理念である平和主義と民主主義の忠実な使徒として、恐るべき国際的ギャングの侵略を食ひ止めるために、一致結束しつつある。朝鮮の戦乱は、これらの諸国が如何なる程度に国連の理念に忠実であるかを実証したのである。中略で「もし現在の二つの世界の対立に直面して、なお中立の可能性を信じる者があつたならば、その現実の情勢の認識の欠如に驚く外はない。さらにわれわれはその道徳的信念と勇氣の欠如に批判せざるを得ない。」さらにその次に「わがインテリゲンチヤの平和論や全面講和論くらい、その真理への不忠実と論理的無確信を暴露しているものはない。彼等の中のある者は、真理とか平和とかの抽象的な言辭によつて自己の主張を粉飾する。もし彼等が真に真理と平和に忠実ならば、共産主義者でない限り平和条約や安全保障條約に批判を加へる前に、それ以上の熱意をもつてまず共産主義の理念及びこれを奉ずる國々の現実に批判を向けなければならぬはずである。」こういふようにいつて、まだ数え上げれば切りがありませんが、彼は要するに自分が反共理論を持つておつて、その反共的理論を持つておつて、しかしこれを現実の裁判官会同における訓示としてこれをなし、これを「裁判所時報」に公表し、やつておる。こういうことは、今度自由党の諸君は破壊活動防止法というのがつくつて来ておられますが、それが通りますと、明らかにこれは宣伝、扇動、教唆、みんななります。これは明らかに戦争を宣伝したことになる。こういうような最高裁判所の長官の地位にあるものが、今日日本の真の独立と世界の平和を望むけれども、單に向米一辺倒の政策によつて、日本の国民が幸福になり、日本のほんとうの平和を守り通すことができないうようなことは絶対にできないと思う。日本の今当面しておる課題というものは、この二つの陣営の中で、いかにして日本が平和を守りながら、戦争に巻き込まれないで日本の独立と経済的な繁榮を守つて行くかということに一番問題がある。そらだとするならば、自由党政府が結んだ單獨講和と安全保障條約、行政協定、こういうものをみんなぶち破つて、破綻いたしまして、新たに全面講和を結ばない限りは、絶対に日本のはんとうの独立と平和と繁榮というものは期待できないということ、良識ある國民の一致した見解である。しかるにこういう最高裁判所長官の地位にある者が、まったく吉田政府の政策——このことは実質的にはアメリカの戦争政策であるが、この片棒をかつくようなこと、こういうような議論、こういう思想を現実のこれを具体化して裁判官に訓示しておる。一体こういう裁判所に対して——全面講和と平和を望み、日本の真の独立を望む人たちは、この裁判所の裁判に信頼が持てまつか。ここに一切の法廷におけるところのかかる植民地的な裁判に対する反抗と不満が起つて来るのは当然じゃないか。これを、諸君は裁判所侮辱制裁法なんというものをつくつて、そうして裁判所の威信を保持するのだ——では威信とはどういふものか。裁判所自体が憲法と法律を破壊しているじやありませんか。こういうことをやつておいて、そうしてこれで裁判所の威信を保つて、そうしてやうなやうな、しかも威信の保持とはどういふことかと説明を求めても、説明できないじやありませんか。いろいろなむずかしいもので、おのずからそこに威信というものが現われて来ますとかなんとかいつておる。裁判の威信なんというものは、裁判所が独自に手前がつてに判断できるものではない。國民が真に、國民の生活と利益と幸福に合致したような裁判、しかもそれが真実に合致した公平な裁判がなされるに初めて、裁判所に対して尊敬の念を持つ、これが裁判の威信となつて客観的に現われるのではあませんか。でありますから、まず私はここで最高裁判所の事務局長に伺いたのであります。今、この

は期待できないということ、良識ある國民の一致した見解である。しかるにこういう最高裁判所長官の地位にある者が、まったく吉田政府の政策——このことは実質的にはアメリカの戦争政策であるが、この片棒をかつくようなこと、こういうような議論、こういう思想を現実のこれを具体化して裁判官に訓示しておる。一体こういう裁判所に対して——全面講和と平和を望み、日本の真の独立を望む人たちは、この裁判所の裁判に信頼が持てまつか。ここに一切の法廷におけるところのかかる植民地的な裁判に対する反抗と不満が起つて来るのは当然じゃないか。これを、諸君は裁判所侮辱制裁法なんというものをつくつて、そうして裁判所の威信を保持するのだ——では威信とはどういふものか。裁判所自体が憲法と法律を破壊しているじやありませんか。こういうことをやつておいて、そうしてこれで裁判所の威信を保つて、そうしてやうなやうな、しかも威信の保持とはどういふことかと説明を求めても、説明できないじやありませんか。いろいろなむずかしいもので、おのずからそこに威信というものが現われて来ますとかなんとかいつておる。裁判の威信なんというものは、裁判所が独自に手前がつてに判断できるものではない。國民が真に、國民の生活と利益と幸福に合致したような裁判、しかもそれが真実に合致した公平な裁判がなされるに初めて、裁判所に対して尊敬の念を持つ、これが裁判の威信となつて客観的に現われるのではあませんか。でありますから、まず私はここで最高裁判所の事務局長に伺いたのであります。今、この

裁判官会同におけるところの訓示というものは、裁判官會議によつて決定するのだ、こうおつしやつた。こうなれば最高裁判所の裁判官全部がこういう思想を持つて、こういう考え方で裁判をし、全国の裁判官がこういう裁判をするのを望んでおるということになつて、これはまず責任は重大であつて、同時に日本の裁判の実態というものを暴露しておると思ふのであります。一体こういう訓示というものは、何を期待して裁判官にやるのですか。何を期待し、何を希望し、何のためにこういうものをやるのですか、まずこれを聞いておきたい。

○山口（好）委員長代理 梨木君にちよつと御注意申し上げますが、この法案の質疑ですから、相なるべくはこの法案に対する質疑を行つて下さい。

○五鬼上最高裁判所説明員 梨木委員の國際問題についてのいろいろの御意見は、御意見として拜聴いたしました。が、別に田中耕太郎氏の意見に対してどうというわけではないのですが、ちよつと誤解なさつておるのではないかと申しますが、「裁判所時報」に出た年頭の祝辭というものは「裁判所時報」というものは、これは別に公的なものではあられません。あるいは法曹間でもわかりませんが、これもやはり裁判所の職員あるいは法務府の職員たちには多く購読はされておるが、しかし別に裁判所から出しておるものでもなければ法務府から出しておるものでもありません。さうなものに対する年頭の祝辭をおつしやつたのですから——多分これは「裁判所時報」だろうと思ひますが、この祝辭というのは、従来よくある通り、ただ総理大臣あるいは議

長あるいは最高裁判所長官というやうなもの年頭のあいさつをされる。その中におそらく今のやうなことを書いておられたのだらうと思ひますが、しかしそれも一部分をお読み上げてください。これは裁判所に対する御非難であつて、田中耕太郎氏に対する御非難のやうであつて、その点に対する弁明を申し上げることは、ちよつとここでは差控えたいと思ひます。

○梨木委員 私はまだ今の問題について非常にたくさん質問をしなければならぬこともありますが、きょうは裁判所侮辱制裁法についてはこの程度にとどまして、次に人権擁護局長に質問したいと思ひます。

○山口（好）委員長代理 次に人権擁護に関する件について調査を行います。發言の通告がありますからこれを許します。梨木作次郎君。

○梨木委員 五月二十三日の朝日新聞によりますと、札幌の地方裁判所に太田嘉四夫君というのが今裁判にかかれておるのではありませんか、この人が勾留中に——この事件の容疑というのは、白鳥警部に対する脅迫容疑で逮捕されておるのではありませんか、もちろんわれわれの調査したところによると、本人は全然さうな容疑事実には該当するやうなことを行つておらないといふのであります。ところが、本人は全然さういふ容疑の事実について黙秘しておるということ、警察の方ではやつきになつて本人をして何とか容疑事実を自白させようとしておる。その前にちよつと申しますが、何が白鳥警部であつて、あるいは白鳥警部の内妻あ

て、内縁の妻でしよ、あるいは塩谷
検事、あるいは塩谷検事夫人あて
のこれらの書面の中の文字に、太田嘉
四夫君の字に似たような字が一つ、二
つあるというのであります。そこでこ
れを鑑定にかけておる。ところが鑑定
人は、何といひますか、結局われわれ
の判断では、検察側の要望に良心を
堅持しながら答えることができない
というようなどころからだろうと思ひ
ますが、第一の鑑定人は神経衰弱にな
つてしまつた。そのために東京の方に
たゞいま第二の鑑定を求めておる、こ
ういふことであります。ところで本人
の方から自白が得られないので、こ
ういふことをやつておるというのであ
ります。イソミタールという注射を使
つて、太田嘉四夫君の黙秘を破ろうと
している、こゝういふ事実があるのであ
ります。これが今申しました五月二十三
日の朝日新聞に「自白強制に麻薬か？
札幌医務、警官の依頼断る」といふ見
出しで出ておられます。われわれの調査
したところによりますと、五月十八日
札幌市南十五條西五丁目花園精神病
院を警部と警部補の名刺を持つた二人
の男が尋ねて来て、太田にイソミタ
ールを注射したいといふのだが跡が残
ると困るからその処置を教えてもらひ
たい、こゝういふ申出をしたといふのであ
ります。朝日新聞に載つておるであ
りますが、氏家不二雄という博士であ
ります。ところでこの氏家博士は人道上許
しがたいといつて断つておるのであり
ます。科学者の語るところにあります
と、このイソミタールという注射をい
たしますと、何でもべら／＼しやべり
出すのださうであります。そこで精神
病の医者たちも人道上使われないこと

しておるさうであります。警察はその
ことを十分知つておるはずなのです。
第二次大戦中にもナチスがこゝういふ
ことをやつた例があるさうであります。
われわれの調査では事実相違ないと思
つておるのでありますが、これが事実
であるといひますならば、これはま
つた／＼重大な人権蹂躪であります。こ
の点についてはすでに新聞にも出てお
りますから、人権擁護の責任を持つて
おられる人権擁護局においては、この
新聞記事に基いて調査されたことがあ
るかどうか、またこの点については
関係者から裁判所に嚴重な抗議を行つ
ておるのであります。この点につい
ても何かの情報を得られておるかどう
か、これをまず第一に伺ひたいと思ひ
ます。

○戸田政府委員 ただいまお尋ねの点
については、目下調査しております。
現地の札幌法務局においてもすでに調
査しておりますけれども、再度私の方
から至急調査するようにといふこと
を指示いたしております。従つて調査
がまだ確定していませんので、新聞
の報ずるような事実があるかどうかと
いふことに対しては、即答申し上げか
ねるのをごさいます。もし自白を強
制するためにこゝうしたイソミタールと
申しますか、麻薬を使つたといひまし
たらば、これは人権擁護上まことに
遺憾であることは申し上げるまでも
ありません。御承知のごとく憲法によつ
て拷問や何かをしてはいかぬといふこ
とが明らかに規定されております。刑
事訴訟法においても、自白を強制させ
ないために黙秘権といふものを認めて
おります。そゝうした見地から、こゝし
たことが事実行われたとすれば、これ

は人権擁護上許されないことだと思
ふのでございます。本件で氣をつけなけ
ればならぬことは、これはまだ実際に
は使つておりませんこと、はたして
これをどういふ目的のために使おうと
したかといふことも、まだ明確でござ
いませぬので、十分調査をいたしたい
と思つております。

○梨木委員 いやしくも警察官がこ
ういふことを医者に相談に行つておるこ
と自体に、私は非常な問題があると思
ひます。具体的には太田嘉四夫
君にこのことをやつたかどうか、この
ことは非常に重大であります。警察
官がこゝういふことを考へておるとい
ふこと、相談に行つておるといふこと
自体に、一般国民は人権侵害の恐怖を
受けることは事実であります。だから
この点につきましては、この太田嘉四
夫君にこの事実がつかどうかといふ
ことと、さらにこの相談に行つておる
かどうかといふこと、医者の氏家不二
雄博士のところへどういふ警官が行つ
てどのようなことを話しかけたかとい
ふことを、ぜひ調べて報告を願ひたい
と思ふのであります。

それから第二は、この太田嘉四夫
君につきましては、まことにふちな
ものであります。これは五つの容疑で
逮捕されておるのです。それは先ほど
申し上げました白鳥警部あての面書、
第二は白鳥の内妻あての面書、第三は
塩谷検事あての面書、第四は塩谷夫人
あての面書、第五は塩谷検事あてのも
う一つの面書、この五つの嫌疑で逮捕
されておるのであります。これで調べ
ておきますと、第一の白鳥警部あての
面書で起訴になりまして、保釈の申請
をしたら一旦保釈を出して、さらにま

た再逮捕しておる。その理由を聞きま
すと、第二、第三、第四、第五まであ
る。これはまだ調べができてないから
逮捕するのだといふことで、お前さん
は保釈になつたつて、第二から第五ま
で調べるにはまた二箇月ぐらひはいく
らでも逮捕してみせる、こゝういふこ
を言つておるのであります。私はこ
ういふことが許されるならば、いくらで
も嫌疑をつくつて、そしてほとんど無
期限に人身を拘束するやうなものと相
なりまして、これまた非常に重大な人
権蹂躪であると思ひます。警察官が
あなたのような捜査の仕方について
の考へと、それからもう一には、そ
ういふ五つの容疑事実で逮捕してお
いて、その期間に調べられないものを
わざとに残しておくやうな形にお
いて、さらに第二の逮捕、第三の逮捕を
するといふやり方、これは明らかに人
権の蹂躪であり、法定の期間内に起訴
の証拠を収集し得ないやうな薄弱な事
実に基いて逮捕、勾留するといふ事態
はきわめて不当であると私は思ひます
が、その点についての見解を伺つて
おきたいと思ひます。

○戸田政府委員 ただいまの太田嘉四
夫の事件につきましては、私の方では
実はまだ事実を知つておりませんの
で、これまた正確なお答えはいたしか
ねます。しかし勾留は不必要にいたし
ていかぬことはもちろんであります
し、すでに保釈された者をさらに逮捕
する場合は、それ相応の理由がなければ
ならぬと思つております。できる限
り人身の拘束は避けるべきであること
は、人権擁護上最も必要であります。
ただ犯罪の捜査上、他にまた別の理由
があるといふために逮捕することは、

これまたやむを得ない場合もあるかと
存じますが、ただ不必要に故意に人身
を拘束する、再三逮捕するといふこと
は、人権擁護上慎まなければならぬこ
とだと存じます。本件につきまして
は、私の方では事実を全然知りませ
ぬので、従つて正確なお答えは今のこ
ろいたしかねます。

○梨木委員 その点について岡原検務
局長に、それはどうなつておるか、伺
つておきたいと思ひます。

○岡原政府委員 実は本日参議院の法
務委員会からこちらに直接参りました
ので、資料を手元に持つておりませ
ぬので、正確なことはいずれ後刻調査の
上お答えいたしたいと思ひますが、た
だ法律的な取扱いをいたしましては、
たゞいま人権擁護局長から御答弁のあ
りました通りで、原則として、私ども
といひますと、これは不当なる逮捕ある
いは勾留は慎むべきである。但し新た
なる事実等が發生した場合には、これ
はやむを得ない場合もあり得るとい
ふやうな法律解釈で進んでおります。
なおちよつと今の問題と離れますけ
れども、先ほどの問題に関連いたしま
して、私の方に簡単な報告が参つてお
ります。ちよつと御紹介いたします。
それによりますと、梨木さんからもお
話のありました通り、国警の札幌方面
隊及び札幌市警の警察官、お話の通り
警部と警部補であるさうであります
が、それが花園病院に参りまして、お
医者さんにイソミタールという新薬の
治療方法について、話をした事実が
ございまして、但し実際にその注射を依
頼したやうな、あるいは施行したやう
な事実はありません。なおこゝういふこ
とに基きまして、二十二日に杉之原弁

護人及び学生約四十人が裁判所及び札幌の検察庁にそれらの事情を確めに来たのでございます。そこで裁判所としても、事実がわからないし、検察庁としても初耳のことで、事実を十分調査した上、回答するというのを約して、帰つてもらつたのだそうです。さつそく検察庁から検事二名を派し、たゞいまの事実並びにさうなことをやるについて、警察の首脳部も全然知らなかつたというやうなことで、右の事実が明らかになりましたので、世人の誤解を解くために、二十三日の正午その旨学生側に回答するとともに新聞にも発表しました。なお詳細については、調査の上報告の予定であるというやうな、簡潔であります。報告が参つております。御紹介いたします。

○製本委員 最近刑事訴訟法の政教に關連いたしました、黙秘権の問題が論議されておりますが、今警察のやり方を見ておきますと、自己に不利な供述をしないという、この黙秘しておる容疑者に対して、弁護人の面会、差入れ、それから保釈、こういう問題について非常に不利な扱いをしております。このことは私は明らかに憲法違反であり、人権侵害であると思つた。なぜならば黙秘権を行使しておることによりまして、弁護人との面会、交通、差入れ、保釈の権利について不利な扱いをされますならば、結局はこの黙秘権の行使ということが自由にできないということになつて、結局は圧迫を受け、事実上これを空文化して行くということになるわけです。でありますから黙秘しておる人に対しても、しやべつておる人に対しても、同じよ

うな扱い方をしない限りは、これは憲法上の黙秘権の行使を實際は侵害しておるということになると思つておる。この点について人権擁護局長は、さういう差別扱いというものは憲法上許されないとおつた。あなたのお考えはどうかというのを伺つておきたい。

○戸田政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。もちろん憲法に国民は法のもとに平等であることを規定いたしております。黙秘しておるから、あるいは事実を認めておるからということによつて差別をつけるべきものでないことは御説の通りであります。ただいろいろ／＼調査あるいは証人等の關係から、あるいは書面あるいは弁護士の面会等にも交通に多少支障があることはこれはやむを得ない場合もあるかと存じます。人権擁護上非常にむづかしい問題でありまして、裁判あるいは捜査と個人の自由の問題、この調和は非常にむづかしいので、具体的の場合でなければ、一概にただちに申上げかねるものであります。ただ先ほど申し上げたやうに、黙秘しておる者として、黙しておる者との間におきまして、差別を付けるというところは、憲法に規定された法のもとに平等であるというこの趣旨に反すると思つておる。

○岡原政府委員 ただいまの御質問もつともありますので、私の方としても従来さうなことのなからぬことを期しておつたのであります。たまたまおそろく御指摘の最近の騒擾事件に關連したことだろふと思つて、従来はたとへばその拘置所なら拘置所に、黙秘しておる者が三名か五名であ

りますと、大体、この弁護人がたゞねになつたのはこの人だらうというところで取扱ひができるのであります。何百名ということになりまして、そのうち百名なり二百名というものが黙秘しておるといたしますれば、その際たとえば逮捕状には九名の二十何歳くらい男というのを書いてあるだけであつた。弁護士の面会の方でおたゞねになつても、ちよつと住所を申すわけにも参るまいと思つておる。そうすると結局九名の男二十何歳くらいでは特定いたしかねる。拘置所の方としても、それでは結局取扱ひ上困るというもので、何か特定する事項がないだらうかというので、実は現地の拘置所等も困つておるやうでございます。で實際問題としてたとへば監房の番号とかあるいは被疑者の番号などを弁護人の依頼の手紙に書いてありますれば、どここの警察署から来た何番の男というふうによれば、面会、差入れ等についても問題はなないのであります。本人はそれさえも隠しておるのでありますから、ついで連絡がとれない、さうなことになるのじやないかと思つて、ちよつと実情を申し上げます。

○製本委員 これは今度のメーデー騒擾事件ではこれが非常にたくさん問題になつておりますが、それだけではなくして、実は監房の番号でやるということについて監房の番号を教えてくれない。これに問題があるわけでは、これは内部的なことだからということではなか／＼教えてくれない。このために非常に面会ができなくて弁護士と交渉ができないという問題が起つて来る。これは具体的な問題に入つて、もう少し時間をさいて、いろいろこれらの検

察庁、法務府側の方針をただしておきたいと思つておりますが、きよう伺いたいののは、今度のメーデーのいわゆる騒擾事件におきまして、少年が相当逮捕されたこと、きのうかおとの新聞に出ておりましたが、これは今の少年犯罪についての扱い方から申しますと、これはまず家庭裁判所へ持つて行くというのが順序であると思つておるやうな感じがしますが、これをさうな扱い方をしないで、なぜすぐ起訴して通常の刑事裁判所へ持つて行くというやうなやり方をやつておられますか。この点は少年保護の立場から重大な問題であると思つておるが、人権擁護局長と検務局長の両方から、その点についてのいきさつと、それに対する見解を伺いたいと思つておる。

○戸田政府委員 ただいまのメーデー騒擾事件の起訴に關する取扱ひにつきましては、私は承知いたしておりましたが、御承知の少年法の規定によつて、少年の事件につきましては家庭裁判所に事件を送致いたします。家庭裁判がこれは起訴する必要があると考へますと、これをさらに検察庁に送致して来るということになつております。従つて實際の取扱ひもさうにされておると思つておる。

○岡原政府委員 具体的に少年が何名起訴されたか、あるいはどういう手続に基いて起訴されたかというところについて報告がまだ参つておりませんが、で、私存じておられますが、この点もいづれ調査の上正確なところをお答えいたしたいと思つておる。

○製本委員 新聞の報道に誤りがないといたしますならば、すでに少年が四名起訴されたと読んだ新聞の夕刊に載つ

ておりますし、現に相当数の少年が逮捕されておることは事実であります。これを今のように少年法に基いて家庭裁判所へ送らないでやつておるといふことは、非常に不当であると思つて、この点はさつ／＼調査いたしまして、法律に従つた処置をとつていただきたいと思つておる。これはひとつぜひともお願いしたいと思つておる。

もう一つは、今メーデー騒擾事件で起訴された者、それから現に逮捕して勾留中の者が何名になつておるのか。それから所属団体、たとえば労働組合が何名、政友党が何名、学生が何名という分類別の御報告をお願いしたいと思つておる。

○岡原政府委員 その点も実はあいにく手元に資料がございせんが、検索しましたのが約九百五、六十名ではなかつたかと思つておる。それから送致されたのがその大半であつたと思つておる。それから勾留状況が出ましたのは、今正確な数は存じませんが、身分別、年齢別は大体できておりますが、たゞいま黙秘しておる者がございまして、身分、あるいは年齢、職業等について多少不正確なものがございます。わかつておる者のうち、たしか学生が百二十名くらいあつたのではないかとと思つておるが、これもいづれ詳細に数字をもつて最近の資料を御説明いたしたいと思つておる。

○製本委員 それをぜひとも資料で御報告願いたいと思つておるが、今の捜査段階は、大体これで捜査が打ち切られておるのか。第一次の起訴ということで五十何名か起訴されておるのではありませんか、この程度なのか、それ

ともつと起訴がふえるのか。それから今逮捕しておる九百数十名のうちで起訴される可能性のある者、そういう点についてわかつておる点を御報告願いたいと思います。

○岡原政府委員 現在までに起訴されましたのが約五十名でございますが、あと何名くらい起訴されるかは、実は捜査中でありまして、捜査の完了を待つて検察庁が決定することだろうと存じます。なお今後新たに逮捕する者がふえるかどうかの点につきましても、今まで調べておる者から重要な事件関係者等が出て参るかどうかによるのでございまして、私は今の段階において予言はいしたしかなるのではありません。

○梨木委員 もう一点伺います。われわれが得た情報によりますと、このメーデーのいわゆる騒擾事件に対しまして、検察庁並びに警察の捜査のやり方はどういふことになつておるか申しますと、実際は労働組合の中の活動的な分子につきまして、いろいろの聞き込みをやる。これは実は会社や使用者側の職制を使つていろいろの捜査をやつて、何かそこへ行つたといふことだけではまず逮捕する。ひどいものになりますと、労働組合の執行委員長や、あるいは組合の執行部全部を逮捕していろいろの乱暴なことをやりまして、事実上はこのメーデー騒擾事件を労働組合の組織を破壊し、労働組合員を弾圧する口実に使つておる。この点に對しまして非常な憤激が労働者や市民の間から起つております。かようなことは明らかに捜査の段階を逸脱いたしました、それを理由に労働組合の活動に對する政治的な圧迫、弾圧となつて

現われて来ているものであり、これは許しがたいことであると考えますが、この点についてあなたの方ではどういふ捜査方法を進めておるのかわかりませんが、警察の方ではさうなことをやつております。この点についてあなたの見解を聞きたいと思ひます。

○岡原政府委員 正常なる労働組合運動につきましては、私もこれを助長する方針でございまして、決してこれを弾圧する方針はとつておりません。これは具体的にいろいろの事件を通してござらんになればわかりだと思ひます。ただ御指摘は、ただいまの實際問題として労働組合の幹部諸君が検察に對しては不利な状況におかれておるが、中にはさうな事案があるかと存じます。と申しますのは、

いろいろの事件を調べて参りまして、たとえばだれとだれが行つた、現場でつかまつた者が口を割るといふことです。そういういたしますと、現場に行つたことによりまして、刑法第六條の附和隨行の犯罪が成立いたしますので、それに対して身柄の逮捕が行われたといふことではないかと思ひます。またそれが特に幹部級だけをねらつたのか、あるいは実際にほかにあつたのか、その点は個々の事件を見なければ私にはわかりませんけれども、少くとも捜査方針としては、労働組合の幹部諸君だから何もやらぬのにひつぱる、そして労働組合運動をこれによつてチェックしてやろうといふような意図はなかつたものと私は確信いたしております。

○梨木委員 検察庁はそれくらいに考へておられるかもしれませんが、警察は實際さういふことをやつておりますので、この点は具体的事実をあげてもう少し質問いたしたいと思ひます。次に伺いますが、あの事件で殺された高橋正夫君の死体の解剖、これがいまだに公表されません。これは解剖に立会つた弁護人からの報告によりまして、明らかにしろの方からビストルをぶつたばなしである。警察側から言へばあの射殺は正当防衛だと言つておりますが、うしろからビストルをぶつたばなしの正当防衛といふものはあり得ようはありますが、ありません。でありますから、これは一体どうして検察庁の方ではこの高橋正夫君の死体解剖の結果を發表しないのか。検察側ではほんとうに正当防衛だといふなら堂々と發表したらよろしい。この点について見解を聞きたい。

○岡原政府委員 高橋正夫という人が死にまして、その死体の検視に検察庁から検事が参りました。ただいまお話の通りたしか青柳さんだと思ひましたのが立ち会つておられます。そこでその事件の關係につきましても騒擾の一連の關係として捜査を續行しているわけでございますが、ただ今手元に資料がございせんので鑑定書ができて發表しないのか、あるいはまだ鑑定書ができておらないのか、鑑定の結果が検察庁に連絡があるのかないのか、その辺わからぬので確然とは申し上げかねますけれども、さういふ点について国民の一人たりとも疑念を持つといふことは穏やかならぬことであり、もしもた事件としてこれが正当防衛にあらずともすればどういふも処罰するのが當然でございまして、そこでそれらの点につきましても十分調査を遂げた上ではしかるべき機会にお答えいたしたいと思ひます。

○梨木委員 さらに近藤巨士君という法政大学の学生が病院に入院して重傷のためにほとんど瀕死の状態であつた。その瀕死の状態の中で約四時間にわたつて警官が尋問を行つ、その問答を録することができなかつた、このために死亡してゐるのであります。従つてこういうことは明らかに人権蹂躪であります。これは故意があれば殺人であります。この点につきまして近藤巨士君を調べた警察官がだれとだれとだれで、どういう経過で死んで行つてゐるか。これはもう私は重大なことであると思ひます。この点につきましてはまず人権擁護局長から、瀕死の重病人を、医者の方ではさういふ尋問に耐えられないといふことを言つてゐるにもかかわらず、これを聞かないで尋問するといふことは許されるかどうか、人権擁護の立場から御意見を聞きたいと思ひます。

○戸田政府委員 ただいまの事件は私の方では調べておりません。私承知いたしておりますが、ただいまの質問によりまして瀕死の重傷である、それを長時間にわたつて調べた。かりにさうに仮定いたしておきますと、瀕死の重傷にある者を長時間にわたつて取調べを強行するといふことは、人権を尊重するといふ立場からあまり適当な取調べ方ではないと思ひます。ただ今のメーデーの近藤という人の事件につきましては、はたしてさうなことがあつたかどうか私はわかりませんが、今申し上げたようにもうだれが見てもこれは重傷で死に近いのだ、あぶないんだといふような者を長時間にわたつて調べるといふようなことは、人権を擁護する立場から決して適当な調べ方

ではない、かように思ひます。

○岡原政府委員 ただいま人権擁護局長からお話がありました通りであります。われ／＼の方といたしましては証人保全のための捜査とそれから瀕死の際の医療の手当、そのどちらを先にするかどちらをあとにするか、その先後の問題につきましては、現地の適當なる判断を期待している次第でございまして、その妥當ならざりし場合にはいろいろ問題が起り得る、かように考へております。

○梨木委員 高橋正夫君、近藤巨士君のこれは顯著な事案でありまして、国民は非常に憤激しております。これは日本国内の問題だけではなくて、かようなひどい人権蹂躪といふものはすでに國際的にも知られております。世界民主法律家協会の人たちもこういうものには重大な関心を寄せて来ております。でありますからこの点については人権擁護局並びに検察庁において、この事実の真相といふものは、これはあなたならあなたが隠そうといはしたしても、人民の手によつて明らかにされるものであります。あなた方が隠せば隠すほどあなた方が不利な立場になると思ひます。私はこの点におきましてやはり真相を十分明らかに国会に報告してもらいたいと思ひます。

それからさらに聞きたいのであります。五月の一日に国民広場に、あれは皇居前広場と政府は言つておりますが、ここに行くといふそのこと自体が何か犯罪だといふような考えを、検察側は持つてゐるのかどうか。憲法上示威行進をするといふことは国民の保障された権利、特に勤労者に対して

の基本的な人権として保障されているのでありますが、ここにデモ行進をするということ自体は、これは私は断じて犯罪視さるべきものでないと思いますが、ここに行つたこと自体が一つの犯罪だというような見解をとつて捜査を進めているのかどうかを聞きたいと思ひます。

○岡原政府委員 たしか東京都條例でデモをやる場合には道筋それから集合人員その他の許可を受けるという規定があつたと思ひます。たしか日比谷公園で解散するという予定でございすから、それから先は無許可デモということに相なるのじやないかと思ひます。

○梨木委員 デモ行進についてあらかじめその道筋について許可を受けるといふような公安條例、これは明らかに憲法で保障された団体行動の自由に対する重大な制限であります。この点については検察庁も御承知のように、京都地方裁判所におきましてはこれは憲法違反であるという見解を表明しているのであります。こういうことが明らかにされてゐる現状におきまして、しかも特にあゝいう場合におきましてすでに都の公安條例というものは憲法違反といふことの裁判所側の判断が示され、もちろんそれは最高裁判所の最終的な決定でないにしろさうな裁判もある今日におきまして、これを公安條例一本でさうな行進を犯罪視して取締るといふこと自体の中に非常に混乱を起して来る原因があると思ひるのであります。この取締りについて、京都地方裁判所の公安條例の憲法違反の判決について検察庁はどのような関心を拂つてゐるか。今後の取締りの上に

いてもどういふ程度の考慮を拂つてやつてゐるのか、これを伺ひたいと思ひます。

○岡原政府委員 お話の通り京都の、あれは岡山事件でございましてたかに關する第一審の判決の理由書の一部に、京都の公安條例が憲法違反であるといふ点に觸れたのがございす。但しこの考につきましては、梨木さんもただいまお話の通りいまだ最高裁判所の最終的な結論が出ておりません。たしか目下大阪において二審で審理中のはずでございす。検察庁といつしましては一応さうな京都の件につきましては違憲の点のない、つまり合憲の公安條例であるといふ建前のもとに控訴してゐるのでございす。なおその他の各地方においてはいまださうなことがあまり問題になつておりませんので、とりあえずはわれ／＼としては合憲の條例である、さうな取扱いのもとにやつてゐる次第でございす。

○山口(好)委員 長代理 他に御発言はありませんか。他に御発言がなければ本日はこの程度にとどめておきます。次会は来る二十八日水曜日午前十一時より開会することいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十八分散会